

議員案第1号

佐野市議会委員会条例の改正について

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和8年2月20日提出

提出者	佐野市議会議員	早川貴光
賛成者	佐野市議会議員	長浜成仁
	〃	慶野常夫
	〃	滝田洋子
	〃	澤田裕之
	〃	小森隆一
	〃	蘓原政夫

佐野市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐野市議会委員会条例（平成17年佐野市条例第228号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「産業文化スポーツ部」を「農林環境部、産業文化スポーツ部」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の佐野市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条の規定により設置された厚生常任委員会又は経済文教常任委員会の委員長、副委員長又は委員である者（以下これらを「旧委員等」という。）は、この条例の施行の日に、それぞれ改正後の佐野市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条の規定により設置された厚生常任委員会又は経済文教常任委員会の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新条例第3条第1項の規定にかかわらず、同日における旧委員等としての残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第2条の規定により設置された厚生常任委員会又は経済文教常任委員会に付託されている事件は、新条例第2条の規定により設置された厚生常任委員会又は経済文教常任委員会に付託され

たものとみなす。

理 由

市の組織機構の再編に伴い、経済文教常任委員会の所管を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議員案第1号参考資料

佐野市議会委員会条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(常任委員の所屬並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 6人</p> <p>産業文化スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>	<p>(常任委員の所屬並びに常任委員会の名称、委員定数及び所管)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 経済文教常任委員会 6人</p> <p>農林環境部、産業文化スポーツ部、教育委員会及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) (略)</p>